

小田原市IT推進プログラム2014

平成26年3月

 小田原市

目次

第1章 小田原市IT推進プログラム改訂の背景.....	1
1 情報化社会の進展.....	1
2 国・県の動向.....	1
3 小田原市における新たな情報化戦略の必要性.....	2
第2章 小田原市IT推進プログラム2014の概要.....	3
1 計画の位置付け.....	3
2 計画期間.....	3
3 基本理念.....	3
4 本市の情報化施策を取り巻く3つの要素.....	3
5 小田原市IT推進プログラム2014における3つの視点.....	5
視点1 市民本位の電子行政の実現ー市民の視点に立ったICT推進と行政の実現ー.....	5
視点2 ITガバナンスの強化ー全体最適化による費用対効果の確保ー.....	5
視点3 情報セキュリティ対策の強化ー情報システムの安全性・信頼性の確保ー.....	5
6 小田原市IT推進プログラム2014における5つの目標と個別の施策.....	6
目標1 暮らしに役立つ情報の発信.....	6
目標2 市民の視点に立った行政サービスの提供.....	6
目標3 電子行政の実現へ向けた基盤整備.....	7
目標4 効率的かつ効果的な個別業務システムの整備.....	7
目標5 情報システムの安全性と信頼性の確保.....	9
第3章 施策の体系.....	10
第4章 優先的に取り組むべき重点的施策.....	11
重点的施策① 市ホームページ等による情報発信と広聴機能の運用.....	11
重点的施策② 税申告のオンライン化.....	12
重点的施策③ 基幹業務システムの管理運用.....	13
重点的施策④ 庁内ネットワークシステムの充実.....	14
重点的施策⑤ GISの拡充.....	15
重点的施策⑥ 土地評価支援システムの導入.....	16
第5章 参考資料.....	17
1 用語の解説.....	17

第1章 小田原市IT推進プログラム改訂の背景

1 情報化社会の進展

インターネットをはじめとする情報通信技術（ICT）は、この数年間でめまぐるしい進歩を遂げています。総務省の「平成24年通信利用動向調査」（平成25年（2013年））によると、平成24年末のインターネット利用者数は9,652万人、人口普及率は79.5%となっており、5年前の平成19年末の8,811万人、人口普及率73.0%から人口で841万人、普及率では6.5%伸びています。

近年では、スマートフォンやタブレット型コンピュータといったパソコンとの区別が出来ないようなモバイル端末が注目を集め、移動中あるいは外出先でもコンピュータを操作できるモバイルコンピューティングの利用が拡大しています。端末別のインターネット利用状況をもと、1年前の調査と比較して、スマートフォンの利用者が16.2%から31.4%と大幅に増加しています。スマートフォン以外の端末としては「自宅のパソコン」が59.5%と最も多く、次いで「携帯電話」（42.8%）、「自宅以外のパソコン」（34.1%）となっていますが、1年前の調査と比較してそれぞれ3.1%と9.3%減少しています。

また、利用者の傾向をみると、65歳以上のインターネット利用者は概ね増加傾向にあります。世代や年収間の格差はいまだに存在しています。こういったICTを使いこなせる人とそうでない人との間に生じる情報格差（デジタルデバイド）の解消や、コンピュータウィルス等による情報漏えい事件が絶えない中でのセキュリティ対策が重要な課題となっており、ICTをより身近なインフラとして定着させ、誰もが便利で安心して利用できる環境づくりが必要になっています。

2 国・県の動向

ITの急速な普及など社会における情報化の進展に伴い、民間企業の商取引等において今やインターネットの活用が常識となっている状況に対応していくために、行政においても情報化を進めることが強く求められています。

国では、5年以内に世界最先端のIT国家になることを目指した「e-Japan 戦略」（平成13年1月）、「『IT利活用により、元気・安心・感動・便利』社会を目指す」とこととした「e-Japan 戦略II」（平成15年7月）等、様々な政策を進めてきました。しかしながら、情報通信インフラ整備は進んだものの、多くの国民がその成果を実感するまでには至っていない状況にあることから、政府主導から国民主導の社会への転換を目指し平成22年5月に「新たな情報通信技術戦略（新IT戦略）」が策定され、同年6月には「同工程表」が

示されました。この戦略は、今までのIT戦略の延長線上に位置するものではなく、新たな国民主権の社会を確立するための、非連続的な飛躍を支える3つの重点戦略（国民本位の電子行政の実現、地域の絆の再生、新市場の創出と国際展開）に絞り込んだ戦略となっています。

また、社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するための社会基盤（インフラ）となる社会保障・税番号制度については、平成22年11月から、社会保障・税に関わる番号制度に関する実務検討会において検討が開始されました。この検討を経て、平成23年1月に、政府・与党社会保障改革検討本部において、「社会保障・税に関わる番号制度についての基本方針」が決定し、さらに平成25年5月に「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」が公布され、社会保障・税の共通番号の利用は平成28年1月以降とするスケジュールが示されました。番号は個人に付する「個人番号（マイナンバー）」と法人等に付する「法人番号」に分けられました。

一方、神奈川県では、総合行政ネットワーク（LGWAN）などの基盤整備のほか、平成16年9月に「神奈川県市町村電子自治体共同運営協議会」を設立し、電子自治体共同運営センターにおいて、電子申請・届出システム、公共施設利用予約システム、電子入札システムの整備・運営が行われています。共同運営により、県及び県内市町村等にとって開発及び運用の重複投資が軽減されるだけでなく、情報セキュリティと個人情報保護にも十分に配慮されたシステムを整備し安心して利用可能な各種サービスを運営しています。

また、「神奈川全開！宣言2013」に掲げられている3つの宣言のうちの1つが、「電子化全開宣言」として、最新のICT（情報通信技術）の活用によって、神奈川全体の電子化を進め、県民の暮らしの利便性を高める取組みを行うとされています。

3 小田原市における新たな情報化戦略の必要性

「小田原市IT推進プログラム2011」は、平成23年度から25年度までの3年間の計画であり、この期間中、税申告のオンライン化や、教育ネットワークシステムの再構築、情報セキュリティ対策の強化など、積極的に対応して一定の成果を上げてきました。

今後も引き続き、市民サービスの向上と行政運営の効率化を推進するためには、さらなる情報化施策の推進が必要であり、加えて、平成26年度からスタートする総合計画の実施計画の内容に沿った最新の部門計画とする必要があります。

また、経済情勢は回復傾向にあると報じられているものの、本市においては依然として厳しい財政状況が続いており、限られた財源の中で効果的な財政投資を行うには、既存資源を有効に活用するとともに、全庁的に情報を共有することで二重投資を避け、計画的に情報システムを整備していく必要があります。

「小田原市IT推進プログラム2014」の策定にあたっては、その基本理念や体系等、大枠については前プログラムの考え方を継承し、前述したように、総合計画の実施計画の内容や情報システム整備の方針、社会情勢、国の動向等を踏まえた内容とします。

第2章 小田原市IT推進プログラム2014の概要

1 計画の位置付け

本プログラムは、第5次総合計画・前期基本計画・第2次実施計画における情報化施策分野の部門計画であり、本市の情報化推進の具体化を図る上での基本的指針として位置付けられています。

2 計画期間

旧プログラムの計画期間は、平成25年度（2013年度）までとなっていることから、「小田原市IT推進プログラム2014」は旧プログラムを引き継ぐよう計画期間を設定します。

計画期間は、本市第5次総合計画前期基本計画・実施計画の計画期間や、変化の激しい社会経済情勢のスピードも勘案し、平成26年度（2014年度）から平成28年度（2016年度）までの3カ年とし、実施又は検討すべき事項を整備目標として掲げます。

3 基本的な考え方

本市では、情報通信技術を活用し、市民が利便性を実感できる行政サービスが可能な電子自治体の実現を目指し、引き続き情報化施策推進に取り組みます。

4 本市の情報化施策を取り巻く3つの要素

旧プログラムに掲げた次の3つの要素は、依然として顕在化していることから、引き続き「小田原市IT推進プログラム2014」における課題として捉え、また、国や県の動向も踏まえながら、3つの視点と5つの目標を設定して取り組んでいきます。

- (1) 市民向け電子サービスの構築・運用が発展途上であり、すべての市民が等しく電子サービスの恩恵を実感できる段階に来ていないこと。
- (2) 電子行政の実現を目指す上で、行政事務のシステム化が既存の業務及び制度を前提としたものにとどまり、新たな業務の処理形態に対応したシステムの構築・運用に対する取り組みが不十分であること。

- (3) 情報セキュリティ対策が、システムを導入した時点で十分であっても、情報資産の価値の変化や日々増大する新たな情報セキュリティ脅威の出現等により不十分なものになりかねないこと。

ア 現状の課題

行政情報化のための基盤整備や行政組織内の情報化は、ほぼ完了していますが、住民基本台帳、市税、国民健康保険といった基幹系システムで、ホスト系の独自開発システムを使用していることから、近年、度重なる法改正・制度改正への対応に伴い、システム改修費等に多額の経費を要しており、その低減が求められています。

これら多くのホスト系の独自開発システムが老朽化し、再構築をする時期を迎えており、再構築する場合のシステム形態の検討が必要となっています。

さらに、オープン系システムやパソコン小規模システムにおいても、OSや機器の保守期限の関係で、ライフサイクルが概ね5年程度と短く、システム導入時にOS更新等を考慮したライフサイクルコストを十分検討する必要があります。

そして、市民サービスの向上のため電子申請の導入を進めていますが、インターネット上での厳格な本人確認や証明書等の交付、手数料等の収納には多くの課題があることから、講座の申込等、簡易な手続きの申請部分のみの電子化に留まっており、当面は、主に行政機関に設置された行政キオスク端末を利用した行政サービスの提供が求められています。

さらに、市民サービスの向上を図るシステムにおいて、利用状況が低い場合には十分な費用対効果が得られない場合があり、利用率の低い要因を検討する必要があります。

イ 新たな課題

社会保障・税番号制度について、関連法案が成立し市税や福祉などの各分野での利用に向けて、関連する全てのシステムでマイナンバーの管理等が必要となるため、広範囲なシステムの改修が必要となります。

また、後期高齢者医療制度や国民健康保険など、社会保障制度の見直しも検討されていますが、実施される場合には、現行システムの大きな改修が想定されます。

さらに、情報システムに係る経費の削減と、災害・事故発生時の業務継続が図られる情報システムの形態のひとつとして、自治体クラウドの推進が求められており、本市においても、その有用性を検討していく必要があります。

5 小田原市IT推進プログラム2014における3つの視点

視点1 市民本位の電子行政の実現—市民の視点に立ったICT推進と行政の実現—

ICT技術が急速に進展する中で、サービスを提供する際に、その技術が先導する傾向にあります。利用者である市民の視点に立ち、そのニーズに合ったサービスを提供することが最も重要です。

また、ICTを利用することができる人とできない人との間に不利益が生じないように、誰もが簡単に利用できる機能の整備が必須となります。

本市では、これまでも電子申請や公共施設予約等の電子的な窓口サービスを提供してきましたが、市民が関わる様々な場面において、ICTを活用した「市民が利便性を実感できる行政サービスの提供」の実現を目指します。特に、「ユビキタスの実現」つまり、「いつでもどこでも、質の高い行政サービスが享受できること」を大きな目標として位置付けます。

視点2 ITガバナンスの強化—全体最適化による費用対効果の確保—

電子行政の実現に向けて情報システムの全体最適化を図るためには、全庁的に統一したシステム導入指針を明確にし、情報資産の一元把握を行うことが重要です。本市では、専門的・技術的知識が必要な調達業務の基本的な考え方や事務手順を標準化した「情報システム調達ガイドブック」を平成21年度に作成するとともに、情報システムの調達にあたっては情報システム課が支援する体制を整えました。

今後はこのガイドブックを基に、業務プロセスを見直しながら、効率的かつ効果的な情報システムの調達を目指します。また、重複投資を避けるため、計画段階から全庁的に情報を共有するとともに、既存資源を有効に利活用すること、SaaS/ASP等によりシステムをオープン化すること、煩雑なカスタマイズを最低限に抑えることなどを視野に入れながら費用対効果を確保します。

視点3 情報セキュリティ対策の強化—情報システムの安全性・信頼性の確保—

ICTの急速な進展により利用者の利便性が向上する一方で、コンピュータウィルスや不正アクセス、迷惑メール等、インターネットを通じた個人情報の盗聴、破壊、改ざん、紛失、流出などの脅威も年々増加し、市民においても個人情報の保護や情報セキュリティ対策の重要性が広く認識されるようになっていきます。

本市においては、様々な脅威から情報資産を守るため、「小田原市情報セキュリティポリシー」に基づき、組織的に情報セキュリティ対策に取り組むとともに、研修等を通じて、職員一人ひとりに個人情報の保護と情報セキュリティに対する高い意識を醸成するなど、市民が安心してICTの恩恵を享受できるように、今後も情報セキュリティ対策を厳格に運用していきます。

また、災害等の危機が発生したとしても業務を遂行（継続）できるようにするための行動計画である「BCP（Business Continuity Plan）」について随時改定を行います。

6 小田原市IT推進プログラム2014における5つの目標と個別の施策

目標1 暮らしに役立つ情報の発信

誰もが使いやすく分かりやすいというユーザビリティを確保しながら、市民一人ひとりが充実した生活を送るために役立つ情報の収集・発信体制を充実させます。

施策の内容

(1)市ホームページ等による情報発信と広聴機能の運用

市民が知りたい情報をより早く、分かりやすく入手できるようにするため、ホームページやメールマガジン等の情報発信ツールを活用し、情報の発信と提供に努めます。また、問い合わせフォームや市長への手紙システム等を活用し、市民ニーズの把握に努めます。

目標2 市民の視点に立った行政サービスの提供

ICTの急速な進展に伴う市民のライフスタイルの多様化に対応するため、時間や場所の制約を取り払い、いつでも、どこでも、誰でも行政サービスを受けられるユビキタスな社会の実現を目指します。

施策の内容

(2)公共施設予約システムの充実

市民がインターネットを活用していつでもどこからでも各種施設の予約・申請手続き等ができるような環境の維持に努めます。また、より市民が使いやすいシステムになるようシステムの更新をします。

(3)税申告のオンライン化

納税者の利便性の向上と課税事務の効率化を図るため、eLTAX（エルタックス）を活用した税申告のオンライン化をさらに推進します。

(4)図書館ネットワークシステムの運用管理

インターネットを通じた蔵書の検索や貸出予約などのサービスを提供するとともに、図書館機能を有する各施設の蔵書を一元管理します。

目標3 電子行政の実現へ向けた基盤整備

電子行政実現の中核となる基盤を引き続き充実させます。また、その基盤に連携する個別業務システムや、その他の情報システムの調達にあたり、全庁的に情報を共有し計画的に調達事務を進めることで、二重投資を避け費用対効果を確保します。

施策の内容

(5) ITガバナンスの推進

各所管にて情報システムを調達するにあたり、全庁的なシステム整備状況を踏まえ、導入・更新計画の段階から情報システム課が積極的に調整・関与し、重複投資を避けるとともに、データ連携や導入後の管理運用を含め全体最適化を推進します。また、庁内の業務システムのサーバ等の集約・統合化等による全体最適化の可能性を検証します。

(6) 基幹業務システムの管理運用

より一層の市民サービス向上の実現のため、効率的で安定した業務運用をするとともに、より機能が充実するようシステムを更新します。更新にあたり、社会保障・税番号制度導入を考慮し、大規模なカスタマイズ等が不要となるよう、汎用機からプレードサーバへ置き換えます。

(7) 庁内ネットワークシステムの管理運用

事務処理の効率化を図るためのグループウェアやファイルサーバといった各サブシステムやそれを使用するための端末（パソコン、プリンタ）を、職員が必要に応じて使用できるように庁内ネットワークを整備します。

(8) GISの拡充

統合型GISを活用するとともに、各種地図情報のデータを整備・拡充します。

目標4 効率的かつ効果的な個別業務システムの充実

情報システムを整備・充実するにあたり、全体最適化の視点から業務プロセスを見直すことで、更に効率的な業務処理の流れを確立し、業務の簡素化・効率化を実現します。

施策の内容

(9) 財務会計システムの運用管理

予算の要求から執行までより効率的かつ適正な財政運営が図れるようシステムの更新を行います。

(10) 電子入札の推進

入札・契約事務の効率化及び透明性の確保のため、神奈川県及び県内市町村と共同運営している「かながわ電子入札共同システム」の効率的な運用を図ります。また、設計図書等の電子化について調査・研究を行います。

(11) 土地評価支援システムの導入

固定資産税・都市計画税を課税するにあたり、システムを導入し、適正かつ効率的な評価を行います。

(12) 生活保護システムの運用管理

より効率的かつ適正な生活保護に係る業務管理が図れるようシステムの更新を行います。

(13) 滞納整理管理システムの充実

滞納整理管理システムの更新により機能を充実し、更なる業務の効率化を図ります。

(14) 病院情報システムの拡充

新たな医療需要に対応し、医療の質や患者サービスの向上を図るために、既存導入システムの更新や新規システムの導入により機能の充実を図ります。

(15) 消防通信機器の充実

消防情報指令システムの安定運用を図るとともに、消防救急無線のデジタル化を推進し、火災や救急等の消防業務の充実を図ります。

(16) 小田原教育ネットワークの運用管理

教育ネットワークシステムにおける、学校ホームページ作成支援システム、緊急情報発信システムの運用支援と運用促進を図ります。

目標5 情報システムの安全性と信頼性の確保

電子情報の流出やデータの改ざん・破壊等に対する防御策を施すとともに、個人情報等の保護についても運用ルールを徹底します。また、ネットワークや個別システムの情報セキュリティ対策を強化し、情報の管理・運用を適正に行える体制を整えます。

施策の内容

(17)情報セキュリティ対策の徹底

小田原市情報セキュリティポリシーを堅実に運用するとともに、情報セキュリティ委員会や情報セキュリティ監査等を通じて、本市の情報資産の情報セキュリティ対策を徹底します。また、情報セキュリティ対策の重要性を啓発する職員研修を実施します。さらに、DVやストーカー被害等で、住民票の取得制限の措置を行った場合など、取り扱いについて特に注意が必要となる個人情報については、庁内で情報共有が図れるような対策を実施します。

第3章 施策の体系

3つの視点	5つの目標	No	個別の施策	主たる所管課	重点的 施策 No	
市民本位の電子行政の 実現	暮らしに役立つ情報の 発信	1	市ホームページ等による情報発信と 広聴機能の運用	広報広聴課	①	
		2	公共施設予約システムの充実	情報システム課	②	
	市民の視点に立った 行政サービスの提供	3	税のオンライン申告の推進	市民税課		
		4	図書館ネットワークシステムの運用管理	図書館		
ITガバナンスの強化	電子行政の実現に 向けた基盤整備	5	ITガバナンスの推進	情報システム課		
		6	基幹業務システムの管理運用	情報システム課	③	
		7	庁内ネットワークシステムの充実	情報システム課	④	
		8	GISの拡充	情報システム課	⑤	
	効率的かつ効果的な個 別業務システムの充実		9	財務会計の運用管理	財政課	
			10	電子入札の推進	管財契約課	
			11	土地評価支援システムの導入	資産税課	⑥
			12	生活保護システムの充実	福祉政策課	
			13	国民健康保険滞納整理管理システムの充 実	保険課	
			14	病院情報システムの拡充	医事課	
			15	消防通信機器の充実	情報司令課	
			16	小田原教育ネットワークの運用管理	教育指導課	
	情報セキュリティ対策 の強化	情報システムの安全性 と信頼性の確保	17	情報セキュリティ対策の徹底	情報システム課	

第4章 優先的に取り組むべき重点的施策

重点的施策① 市ホームページ等による情報発信と広聴機能の運用

小田原市公式ホームページは平成7年に運用を開始。平成17年にはホームページ作成システム（CMS）とメールマガジン配信システムを導入し、積極的な情報発信に努めてきました。

その後、急速なICTの進展などに伴い、市ホームページはサーバ性能や機能面等で劣ってきたことから、新総合計画のスタートに合わせ、より迅速で分かりやすい情報発信と、各種機能拡充に対応するため、ホームページ作成システムを再構築し、平成23年4月にホームページをリニューアル公開しました。リニューアルにあたっては、検索機能などが強化され、欲しい情報にたどりつきやすくなるほか、ホームページ全体の文字サイズを大きくし、文字色も変更できるなど、高齢者の方や障がい者の方でも見やすいページにしました。また、ASP サービスを利用し、情報システムのアウトソーシングを行うことにより、万が一、市役所の庁舎が被災した場合でも情報発信が継続できるようにしています。

さらに、スマートフォンやタブレットなど、利用者の閲覧環境の変化などへの対応や、より利用者の利便性を高めるために平成25年12月に再度リニューアルを行いました。

各課あての問い合わせフォームや市長への手紙システム等を活用し、市民ニーズを把握するとともに、必要に応じてリニューアルを行う等、市民の疑問や、意見・提案がしっかりと行政へ伝えられる仕組みを継続的に運用していきます。

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
システムの運用管理			▶
情報発信と広聴機能の運用			▶

重点的施策② 公共施設予約システムの充実

「小田原市公共施設予約システム」は、公共施設等の利用について、利用者の利便性を高めるとともに事務の効率化を図るため、自宅や事業所等から原則24時間どこからでも、インターネットによる予約や抽選の申し込みを受け付けるもので、平成15年3月に総務省実証実験「電子自治体推進パイロット事業」によって一部施設を対象として稼動（生涯学習センター、鴨宮運動広場、高田運動広場、寿町テニス場）し、平成15年12月にはシステムを本市へ移設するとともに、システムの切替えを行いました。平成20年度にシステムの老朽化等に伴い更新を行うとともに、対象施設数の拡大を図ってきました。平成25年度末までに、マロニエ、いずみ、こゆるぎ、いそしぎ、梅の里センター、尊徳記念館、小田原アリーナ、酒匂川スポーツ広場、小田原テニスガーデン、城山庭球場、小峰庭球場、市民会館を追加しています。

本システムは、稼動後5年以上が経過し老朽化するとともに、その間対象施設が順次拡大され、利用者も増加しているため、現行システムの課題を洗い出し、利用者の利便性向上と管理運用機能の充実を図りながらシステムを更新します。

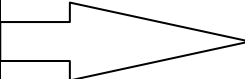
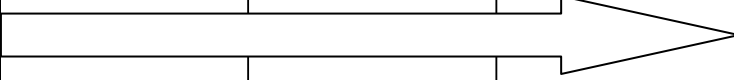
	平成26年度	平成27年度	平成28年度
システム機器の更新	▶		
システムの運用管理	▶		

重点的施策③ 基幹業務システムの管理運用

現在の基幹業務システムは、柔軟なシステム拡張の可能性の確保、より一層の市民サービスの向上、安定的に稼働できるシステムを目指し、平成20年度から平成22年度にかけて再構築しました。

再構築をするにあたり、基幹業務システムで管理する各種データを利活用する複数の各業務システムとのデータ連携を維持するとともに、各業務の処理方法・運用方法を見直し省力化・効率化を図りました。

また、基幹業務システムの中核機器は、導入から6年が経過し、更新の時期を迎えています。社会保障・税番号制度について、平成28年1月以降共通番号の利用が開始されることから、制度対応のための改修費用を抑えるため、汎用機からブレードサーバへ置き換えるとともに、社会保障・税番号制度に対応したパッケージソフトへバージョンアップを行います。バージョンアップにあたり、基幹業務システムに連携する各業務システムについても考慮しつつ、効率的で安定した業務運用ができるよう、また、データ連携に関しては、その機器更新に合わせ、より効率的で汎用的な連携方法を検討することで、より一層の業務効率の向上を図ります。

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
システム機器の更新			
システムの運用管理			

重点的施策④ 庁内ネットワークシステムの充実

庁内ネットワークは、本市が電子自治体を目指し、行政の情報化を進める上での基盤となるものであり、必要とする職員全員が使用できる環境整備が必要となります。そのために、平成9年度から本庁舎で稼働を開始してから、順次出先の施設への拡張を進め、平成22年度で正規雇用の事務職職員が常勤する全ての施設（本庁舎を含めて58施設）へ庁内ネットワークへの接続を完了しました。

庁内ネットワークの基盤となるネットワーク機器や情報共有ツールであるファイルサーバ、グループウェアといった各サブシステムは社会情勢や法改正等による業務内容の変化によって要求される機能や性能が年々変化します。それに対応するため定期的な更新(おおむね5年間)に合わせて、より効率的で費用対効果の高いシステムに更新します。また、システムの更新に合わせて仮想化技術を利用したサーバの統合やASP サービスやクラウドコンピューティングといった情報システムのアウトソーシングについて検討します。

パソコンの配置に関しては、事務の電子化に伴い非正規職員も事務の遂行にパソコンが必要な場合もあり、パソコンが必要な職員に適正に配置することを目指します。

また、管理が必要なパソコン等の増加に伴い、資産管理業務や問合せ対応など日々の運用管理業務が増大し、不正使用や情報漏えい等、情報セキュリティ事故の発生する危険性が増しているため、効率的に管理できるように運用していきます。

近年、情報システム技術は目覚ましく進歩しており、庁内ネットワークに対する要望は年々変化しています。おおむね5年間に1度の更新でそれらの要望を満たすシステムを導入できるように情報システム技術の進歩やそれに対応した国や他の自治体の動向について調査研究を行います。

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
運用管理と機能の充実			
システムの調査・研究			

重点的施策⑤ GISの拡充

複数の所管課が、地図台帳等を整備する場合に、システムを利用してベースとなる基盤的地図を共有するしくみが、統合型地理情報システム（統合型GIS）です。統合型GISでは「レイヤ」と呼ばれる地図データの階層を、業務ごとに作成できます。

また、庁内の情報共有だけでなく、インターネット等を通じて公開することにより、市民向けサービスとしても利用が可能になります。

本市では、平成21年度の総務省の「ユビキタスタウン構想推進事業」で採択された「地域安心安全ユビキタスポータル」と合わせ、GISシステムを構築いたしました。

現在、庁内の情報共有とともに、市民向けにもサービス提供を行っており、今後、所管課の持つ地理情報を本GISシステムにおいて利用できるように整備するとともに、必要な地理情報を市民向けにも公開していきます。

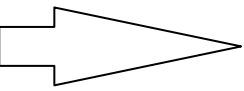
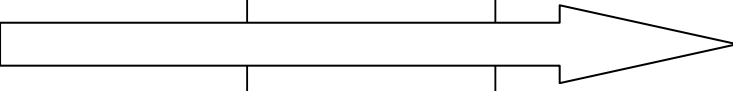
	平成26年度	平成27年度	平成28年度
提供データの整備・拡充			▶
システムの広域的な共同利用検討			▶

重点的施策⑥ 土地評価支援システムの導入

平成23年度から、土地評価精度の向上、評価事務の効率化及び窓口対応時間の削減を目指して「土地評価支援システム」の構築を行ってきました。

このシステムは、固定資産税を課税するにあたり、地理情報システム（GIS）を活用し、地籍測量図等の精度の高い情報を公図に重ね合わせることや、都市計画基本図等の地図情報を統合することにより、正確な課税対象の把握及び課税の適正化が図れます。

課税の適正化および業務効率の向上が図れるように留意しつつ、システムの導入を行います。

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
システムの導入			
システムの運用管理			

第5章 参考資料

1 用語の解説

●ASP【Application Service Provider】

サーバにERP（統合業務用パッケージ）などのソフトウェアを導入し、ユーザーにはネットワークを介してそのソフトを利用させるサービス事業者。ユーザー側はソフトウェア更新や管理の手間を省くことが可能になる。

●CMS【Contents Management System】

ウェブコンテンツを構成するテキストや画像、レイアウト情報などを一元的に保存・管理し、サイトを構築したり編集したりするソフトウェアのこと。広義には、デジタルコンテンツの管理を行うシステムの総称。

●FAQ【Frequently Asked Questions】

「頻繁に尋ねられる質問」の略。多くの人が同じような質問をすると予想されるとき、そのような質問に対する答えをあらかじめ用意しておくことがある。このQ&A集のことをFAQという。

●GIS【Geographic Information System】

地理的なさまざまな情報に関連づけなどの処理を行い、データ化された地図上として視覚的に表示するシステムのこと。地理情報システムと言う。災害時に発生場所、影響範囲、避難場所情報などを統合的に表示するものなど、市民への情報提供の手法にも利用されている。

●ICT【Information and Communications Technology】

情報通信技術。IT（情報技術）とほぼ同義であるが、従来のITの意味するコンピュータ技術に加えて、それを使ったコミュニケーションを強調した表現として使われる。

●ITガバナンス

組織体・共同体が、ITを導入・活用するにあたり、目的と戦略を適切に設定し、その効果やリスクを測定・評価して、理想とするIT活用を実現するメカニズムをその組織の中に確立すること。

●LAN【Local Area Network】

同軸ケーブル、光ファイバーなどを使って、同じ建物の中にあるコンピュータやプリンタなどを接続し、データをやり取りするネットワーク。近年は無線方式によるものも普及している。

●SaaS【software as a service】

ユーザーが開発者などからソフトウェア提供を受けるにあたり、必要な機能のみを選択して利用できるようにしたソフトウェアのこと。それを実現するためのメカニズム、あるいはそのようなソフトウェア提供形態のことをいう場合もある。

●インターネット【Internet】

TCP/IP と呼ばれる情報通信のための規約（プロトコル）で、全世界に散在するネットワークを相互に接続した巨大なコンピュータ・ネットワークのこと。全体を統括するコンピュータの存在しないネットワークであり、全世界に無数に存在するサーバが相互に接続され、少しずつサービスを提供することで成り立っている。

●神奈川県市町村電子自治体共同運営協議会

県内自治体が負担の軽減を図りながら、県民生活の利便性の向上を実現できるよう、県内地方自治体が相互に連携し、行政事務の簡素・効率化に努めるとともに、高いセキュリティを備えた電子自治体の構築・運営に向けて、共同して取り組むことを目的として設立された協議会。

●グループウェア【groupware】

企業など組織内のコンピュータネットワークを活用した情報共有のためのシステムソフトウェア。

●クラウドコンピューティング【cloud computing】

インターネット上に分散するサーバ群を使って、ユーザーに情報サービスやアプリケーションを提供するコンピュータの利用形態をいう。ユーザーはインターネット上のどこかにあるサーバ群を意識することなく、あたかも雲の中からサービス等を受けることからこう呼ばれる。

●最適化

最適化（Optimization）とは、システムを何らかの観点でより効率的に動作するよう変更することをいう。最適化の対象となるシステムは、1つのプログラムや複数のコンピュータ、あるいは複数のシステムを対象とする場合もある。インターネットのようなネットワーク全体の場合もある。

●情報セキュリティポリシー【security policy】

情報セキュリティの保護に関する基本的な指針を定めるもの。具体的には、情報機器や情報のうち「何を」「どうやって」「どれくらい」保護するのかを指針として策定する場合の基準となるものをいう。

●カスタマイズ【customize】

ソフトウェアの設定や設計を調整し、ユーザーの好みに合わせて作り変えること。

●スマートフォン

携帯電話とパソコン・PDA（携帯情報端末）の機能を組み合わせたもの。従来の携帯電話と比較して、画面が広く通信機能が強化されて閲覧可能なWebサイトも拡充されているなど、音声通話以外の機能が充実している。また、アプリ(アプリケーション)をダウンロードすることにより、自分好みに、パソコンのような使い方ができるのが特徴。

●ソーシャルネットワーキングサービス（SNS）

人と人とのつながりを促進・サポートする、コミュニティ型のウェブサイト。友人・知人間のコミュニケーションを円滑にする手段や場を提供したり、趣味や嗜好、居住地域、出身校、あるいは「友人の友人」といったつながりを通じて新たな人間関係を構築する場を提供するサービス。

●タブレット型コンピュータ

平板状の外形を備えタッチパネル式などの表示／入力部を持った携帯可能なパーソナルコンピュータである。

●地方税ポータルシステム「eL T A X」

eL T A X（エルタックスと読む）とは、地方税ポータルシステムの呼称で、地方税における手続きを、インターネットを利用して電子的に行うシステムのこと。地方税の申告、申請、納税などの手続きは、それぞれの地方公共団体で行う必要があるが、地方公共団体が共同でシステムを運営することにより、電子的な一つの窓口からそれぞれの地方公共団体に手続きできるシステム。

●デジタルアーカイブ【digital archive】

博物館、美術館、図書館等の収蔵品をはじめ、有形・無形の文化資源等を、デジタル化して保存等を行うこと。デジタル化することによって、文化資源等の修復・公開や、ネットワーク等を通じた利用も容易となる。

●電子カルテ

医師が診療の経過を記入していた紙のカルテを電子的なシステムに置き換え、電子情報として一括してカルテを編集・管理し、データベースに記録する仕組みのこと。

●電子入札

指名通知から（一般競争入札、公募型指名競争入札は、入札の公告から）入札行為入札結果の公表までの一連の事務の全てを電子情報通信により行うこと。

●ファイルサーバ【file server】

ネットワーク上で、ファイルを共有するために設置されるサーバのこと。

●ポータルサイト【portal site】

インターネットでウェブページを見る際に、最初に入るウェブサイト。このサイトの広告価値が高いため注目されている。

●ホームページ【home page】

ウェブサイト、もしくはそのトップページ。ウェブページそのものをホームページと呼ぶこともある。当初は、ブラウザ起動時に最初に表示されるページの意味だったが、転じてウェブサイトのトップページのことを意味するようになり、さらに、ウェブサイト・ウェブページの同義語として用いられるようになった。

●マルチペイメントネットワーク【Multi-Payment Network】

国庫金、地方税、電気・ガス・電話等の公共料金及び会社等への代金等の支払について、顧客の利便性向上を図るとともに、官公庁、地方公共団体、収納企業及び金融機関の事務効率化を図り、以って公益に資する決済に関する新たな仕組み。

●モバイルコンピューティング【mobile computing】

移動中、あるいは外出先でコンピュータを利用すること。ノートパソコンや携帯情報端末の高性能化・高機能化や、携帯電話によるデータ通信の高速化に伴い、外出中でも家や職場と同様の環境を再現できるようになりつつある。

小田原市IT推進プログラム2014

平成26年3月発行

編集・発行 小田原市企画部情報システム課
〒250-8555
神奈川県小田原市荻窪300番地
電話0465-33-1264
FAX0465-33-1101
e-mail : joho@city.odawara.kanagawa.jp